

米取引の事前契約に関する 政策評価の測定指標等について

令和4年12月
農林水産省

1. 米取引の事前契約の現状と課題

米取引の事前契約をめぐる現状と課題

背景

- 米の取引関係者には、売り切れないリスクや調達しきれないリスクを回避するため、事前契約により、販売量や調達量を事前に確保するインセンティブが存在。
- 同時に、契約後に調達量や販売量が変動するリスク（契約不履行を含む）や、価格が変動するリスクにも直面。
- 米の商品上の差別化が難しいことに加え、恒常的に過剰傾向にあり、収穫後のスポット的な調達・販売が可能（特に需給緩和期には顕著）。また、価格動向により取引先を選択される場合がある。

現状

- 実需者等のニーズを生産に反映するための事前契約は、特定の産地や栽培方法・取組等を確保するために行われている生産者・JAと外食事業者・卸売業者等の直接契約などに限定。
- 安定調達・安定販売のために集荷業者・卸売業者等の間で行われている事前契約では、複数年契約を除けば、大部分が播種後の収穫前契約。
- 契約後の価格変動による不利益を回避するため、買い手・売り手の双方とも価格固定が難しく、価格を特定した契約も限定的。
- 価格動向により集荷が行えず、結果、集荷業者・卸売業者等の間での契約が不履行となるケースが散見。

課題

- 米の需要に応じた生産と販売を徹底していく観点からは、川下のニーズが作付に反映されるよう、実需者等のニーズを生産に反映するための事前契約を拡大するとともに、播種前契約や複数年契約への転換を進めていくことが必要。
- また、集荷業者・卸売業者等の間での事前契約の質的向上を図るため、生産者との出荷契約履行を確実なものとする必要がある。

2. 第1回研究会における意見の概要と測定指標等に関する方向性(案)

- 産地や実需と結びついた契約の拡大が望ましい。(集出荷業者・米卸売業者)
- 事前契約自体が目的化しないようにすべき。一言に事前契約といっても様々な形・内容があり、出来る限り細かく「見える化」できると良い。(集出荷業者・米卸売業者)
- 年間取扱数量5000トン以上の集出荷事業者の事前契約の比率の目標を設定する場合には以下の問題が増幅される。
 - ① 「需要に応じた生産の実現に資する事前契約」と「事前契約のための契約」が同次元で扱われ、実需に応じた生産を増やしていこうとするインセンティブが存在しない。
 - ② 大口の「事前契約」が目的化し、実需に応じた生産がおろそかになり、品質・価格・数量などの「契約」が軽んじられる。 (森脇委員提出資料)
- SDGsやみどりの食料システム戦略を踏まえ、環境負荷を軽減する生産に関係者が協力して向かうことが望ましく、そうした観点からの契約の拡大も重要。(生産者)
- SDGsやみどりの食料システム戦略に沿った取組等を行う産地は重要であり、そのような産地は価格に反映することも含めて高く評価している。(実需者)
- 生産コストをベースに価格を提示し、収入を確保できるような契約モデルを作り、他の産地にも横展開をしている。(実需者)
- 測定指標は、食料・農業・農村基本計画に記載された「実需と結びついた生産・販売を一層推進」を数値化して評価するもの。単に事前契約を結べばよいわけではなく、その中身が重要。(有識者)
- マーケットを創造する「攻めの契約」と将来的に供給力を維持・発展させる「守りの契約」には違いがあり、政策的にも別に捉えるべき。事業者から報告を求める上では、単に進捗状況の把握のためではなく、結果が政策にも反映されることが望ましい。(有識者)

- 事前契約全体から、実需と結びついた契約を分けて、把握・評価することとしてはどうか。

(2) 契約の時期に関する意見(播種前契約／収穫前契約／複数年契約)

- 播種前契約を対象とすることが妥当。単年契約でもよいが、複数年契約であればなお良い。(生産者)
- 作付計画に反映するためには、販売先が必要量を出来るだけ早く示すことが重要。ただし、価格については、収穫前に概算金が示されないと正式に確定できないのが実態。(生産者)
- 本来は播種前契約を対象とするのが適当だが、播種前に全契約を締結することは現実的ではなく、概算金が示される前(収穫前)の契約を対象とするのが分かりやすい。(実需者)

測定指標等に関する方向性(案)

- 播種前契約、複数年契約を把握・評価する対象としてはどうか。

(3) 契約の段階、対象者に関する意見

- 小規模ながら目指すべき持続可能な稲作の取組を進めている生産者や生産者と流通業者・実需者との協働事例を評価するため、調査対象を5,000トンより下方に拡大してはどうか。(森脇委員提出資料)
- 生産者段階や実需者段階の取引の全体像を把握することは難しく、中間流通段階で把握するのが妥当ではないか。(生産者)
- 実需者による米取引の全体像を把握することは困難であり、集出荷段階又は卸売段階で把握するのが適当。(実需者)
- 米の事業者からの報告内容の拡充や対象者の拡大については、実務上の実現可能性や事業者の負担も踏まえて検討する必要がある。(有識者)

測定指標等に関する方向性(案)

- 年間取扱数量500トン以上の集出荷業者を対象としてはどうか。

現在は、生産者からの年間の仕入数量が500トン以上である者を対象に、毎月の仕入・在庫・販売数量を調査しているが、事前契約数量は調査していない。

(4) 契約方法に関する意見

- 外形的に確認可能な形で取り決められた取引を対象とすべき。(生産者)
- 書面を交わしていない事前契約を数量として積み上げると混乱するのではないか。(集出荷業者・米卸売業者)※公表した概要に記載されていない意見

測定指標等に関する方向性(案)

- 数量等が書面により取り決められているものを対象としてはどうか。

(5) 指標の取り方に関する意見

測定指標等に関する方向性(案)

- 規模の大きな集出荷業者の取引状況に基づく測定指標では、生産者が販売先と結びつき、需要に応じた生産・販売を行うという良い取組を評価できない。数量のみならず、件数を「見える化」することも検討してはどうか。（集出荷業者・米卸売業者）
- 毎年の作付動向にもよるので、契約数量よりは、流通量に占める比率で評価するのが現実的ではないか。（集出荷業者・米卸売業者）

- (1)～(4)の方向性に沿いつつ、調査対象者の取引数量に占める調査対象とする事前契約の数量の比率を指標としてはどうか。

(6) 指標における目標値、事前契約の拡大に関する意見

測定指標等に関する方向性(案)

- 目指すべきは播種前契約・複数年契約や実需者や産地も含めた契約の拡大であるが、生産年3月末までの播種前契約の急拡大は難しく、地道な取組が必要。（集出荷業者・米卸売業者）
- 産地や実需と結びついた契約の拡大が望ましいが、米価の下降局面では実需との事前契約、上昇局面では産地との事前契約が進みにくい。ただし、取組が定着するにつれ、当初よりも生産者の理解が得られやすくなってきている。（集出荷業者・米卸売業者）
- 米価の下落を受けて、安定した生産を目指すため、事前契約に前向きな産地が増えてきている。（実需者）
- 価格を固定した複数年契約の拡大が望ましいが、価格の柔軟性を失わないよう、複数年契約と単年契約のバランスに配慮している。（実需者）
- 事前契約していても価格次第で出荷先が変わる傾向がある。ナラシでは事前契約を要件化したが、政府がより強いメッセージを出すことで事前契約が進むのではないか。（生産者）
- 事前契約に前向きな業態を活性化させないと事前契約は増えない。コロナ対策による販売促進事業のような需要拡大施策が重要。（実需者）

- 目標値の設定について、左記の意見を踏まえて検討。
- 事前契約や需要拡大に繋がる施策について検討。

3. 政策評価の測定指標及び施策について

米取引の事前契約に関する政策評価の測定指標(案)

- 年間取扱数量500トン以上の集出荷業者の事前契約の数量等について今後調査することとし、これらの事業者の販売契約に占める①播種前契約及び複数年契約の比率及び②実需と結びついた契約の比率を、政策評価の測定指標とする。
- 今年度内に、直近の状況（令和3年産米及び4年産米）に関する調査を実施し、当該調査結果に基づき、基準値（令和3年産）及び目標値（令和8年産）について検討。

調査対象者	調査時期・内容	測定指標(案) 基準値→目標値
集出荷業者 (年間取扱数量500トン～)	<ul style="list-style-type: none"> ○毎年6月末 ○当年産の販売契約のうち、 <ul style="list-style-type: none"> ・播種前契約の数量 うち実需と結びついた契約の数量 ・複数年契約の数量 うち実需と結びついた契約の数量 	<ul style="list-style-type: none"> ・播種前契約及び複数年契約の比率 ○%(R3年) → ○%(R8年) ・実需と結びついた契約の比率 ○%(R3年) → ○%(R8年)

※ このほか、事前契約の質的向上を図る観点から、事前契約の数量のうち実際の履行数量について、生産年の翌年10月末時点でフォローアップを行う。

<定義の詳細>
 ・「播種前契約」は、書面により、3月末までに当年産の取引数量等の取り決められたもの。(単年契約)
 ・「複数年契約」は、書面により、3月末までに当年産の取引数量等を取り決められたもののうち、複数年産に渡る契約。
 ・「実需と結びついた契約」は、小売業者、中食事業者、外食事業者等の実需者を契約当事者に含む契約。

米取引の事前契約の拡大・深化に向けた施策のあり方について

- これまでに、事前契約の推進の観点から、米のナラシ対策における要件付け、米穀周年供給・需要拡大支援事業による金利倉敷料助成における加算等を措置。
- 米の需要に応じた生産・販売を徹底していくためには、
 - ① 実需者等のニーズを生産に反映するための事前契約が拡大していくことが必要であり、産地への支援のみならず、実需者等に取引メリットが生ずるような施策の検討が必要。
 - ② 集荷業者・卸売業者等の間で行われている事前契約について、播種前契約・複数年契約等への転換を進めるような施策の検討が必要。

<現在の事前契約の推進施策>

● 米のナラシ対策

事前契約等に基づく具体的な計画に従った生産・販売に補てん対象を限定（令和4年4月～）

● 米穀周年供給・需要拡大支援事業

長期計画的に販売する場合の金利倉敷料助成について、収穫前契約（7月までの契約）及び複数年契約に対して加算

● 産地と中食・外食事業者等のマッチング支援

業務用米の安定取引拡大のための商談会等の開催を支援

(参考資料)事前契約の状況、政策評価等

【事前契約の必要性】

- 米政策については、主食用米の需要が毎年10万トン程度減少とすると見込まれる中、生産者自らの経営判断により需要に応じた生産・販売を推進。
- 需要に応じた生産・販売を推進する上で、豊凶変動や価格変動リスクに対応しつつ、事前に販売先や販売数量等を見通すことができる事前契約の拡大が重要。

【事前契約の拡大に向けた基本的な対応方向】

- 事前契約を拡大するには、生産者から実需者までが結びついた形を目指していくことが必要。
- JA・集出荷業者、全国集出荷団体、流通業者は、生産者・産地と実需者をつなぎ、双方が対話できるようにし、互いのニーズを十分伝えていく役割を発揮することで、両者の信頼関係を構築。

事前契約の在り方

- 各当事者の経営の安定に資するよう、少なくとも以下とすることが望ましい。
 - ・ 契約締結時期は、播種前（4月～5月を基本に、遅くとも6月まで）又は複数年契約
 - ・ 数量について、豊凶変動の調整ルールを含めて、取り決め

事前契約の拡大に向けた対応

- 生産から流通・販売に至る各当事者の自助努力により、事前契約の拡大の取組を進めることが基本。
- 国は、各当事者の取組に資するよう、生産者への普及啓発や、優良事例の収集・横展開

＜事前契約の各当事者による望ましい対応＞

生産者、JA・集出荷業者

○ ニーズの把握

＜生産者＞

自分の米が誰から、どのように求められているのか、を意識しながら、生産計画を立てることが重要。

＜JA・集出荷業者＞

販売先のニーズを的確に生産者に伝達し、契約の内容について、販売先が求める米を安定的に確保するためのものにすることが求められる。

○ 契約の遵守

契約の内容を遵守するのは取引の基本。JA・集出荷業者は、契約事項に不履行があれば必要な措置をとるなど、対応が求められる。

実需者（中食・外食、小売）

○ 産地への理解と契約栽培等の促進

- ・ 生産者・産地の再生産可能価格等を踏まえるなど、生産現場の状況を理解するよう努めつつ、自らのニーズを積極的に伝達し、信頼関係の構築につなげていくことが重要。
- ・ 生産者のほか、JA・集出荷業者、全国集出荷団体、流通（卸売）業者との結びつきを通じて、生産者との契約栽培等の取組にも期待。

全国集出荷団体・流通（卸売）業者

○ ニーズの把握、バッファー機能の発揮

実需者と産地の間に立つ役割として、広域で事業展開を行っている実需者の安定取引ニーズに対し、自らが有する物流・精米・代金決済機能などを十分活かしながら、双方のニーズを的確に伝達し、生産・集荷と販売に反映するよう取り組むことが求められる。

豊凶や需要の変動等を調整するなどバッファー機能も発揮して、需要に応じた生産・販売を推進することが重要。

○ 契約栽培等の促進

実需者のニーズを踏まえた契約栽培等にも積極的に取り組むことが求められる。

米取引の事前契約研究会「座長メッセージ」（令和3年9月）の概要

【事前契約の目的と機能】

- 個々の事業者にとっては、取引や経営の安定を図るためのもの。また、将来を見通した経営の確保につながる。
- 米のフードチェーン全体としては、需給や価格の安定をもたらす。また、消費者や実需者のニーズを米作りに反映させる体制の構築につながる。

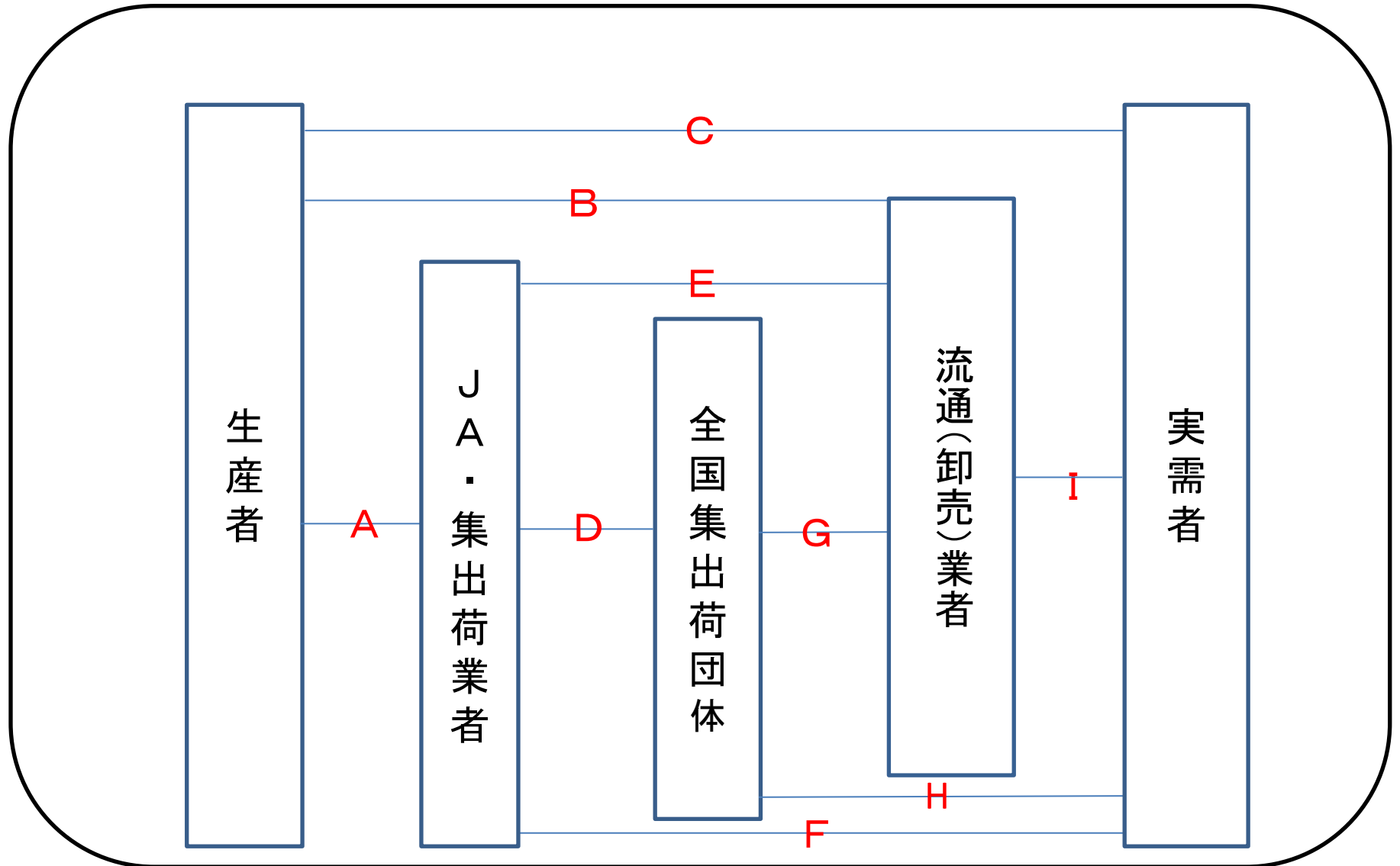
【事前契約を巡る現状と課題】

- 需給緩和局面では、契約数量が積み上がらない。また、契約が履行されないリスクがあると同時に、最終的な価格を決定する方法が曖昧。
- 数量のみが指定された契約が大部分である。一方、特に中食・外食向けでは価格固定のニーズがあるが、小売向けでは数量や価格の固定が難しい。
- （事前契約における価格設定について）当事者が納得しうる契約手法や価格算定式を確立することが課題。
- 生産者側では、生産してからどう販売するかという生産者起点の発想から脱却しきれていない。また、契約の遵守が重要。
- 年産（の重視）、加工度の低さなど、米の価格変動や価格形成の特徴が事前契約の進展を阻害している可能性。

【事前契約の拡大・深化に向けて】

- 豊凶変動や需要変動等があるため、全量を事前契約をすることは困難だが、米取引の多くが価格条件も組み込んだ事前契約に基づくものとなっていくことが望ましい。一方で、現在の事前契約の大部分は、契約時に最終的な価格の見通しが困難なため、需給環境の事後変化に対して十分な備えが用意されていない。
- 米取引における価格形成のあり方、事前契約における価格設定方法などについて検討を深めていくことが重要。
- 単に量を確保するだけでなく、品質や付加的なサービスなどにも配慮しながら産地と実需者を結ぶ契約の拡大を期待。エシカル消費を求める消費者のニーズに応えていく観点からも重要。
- 事前契約等の普及・啓発と、契約遵守等に向けた措置を進めて行くことが必要。
- 個々の事業者のメリットを背景に自主的な取組を通じて拡大・深化することを基本としつつ、政策的支援の検討にも期待。

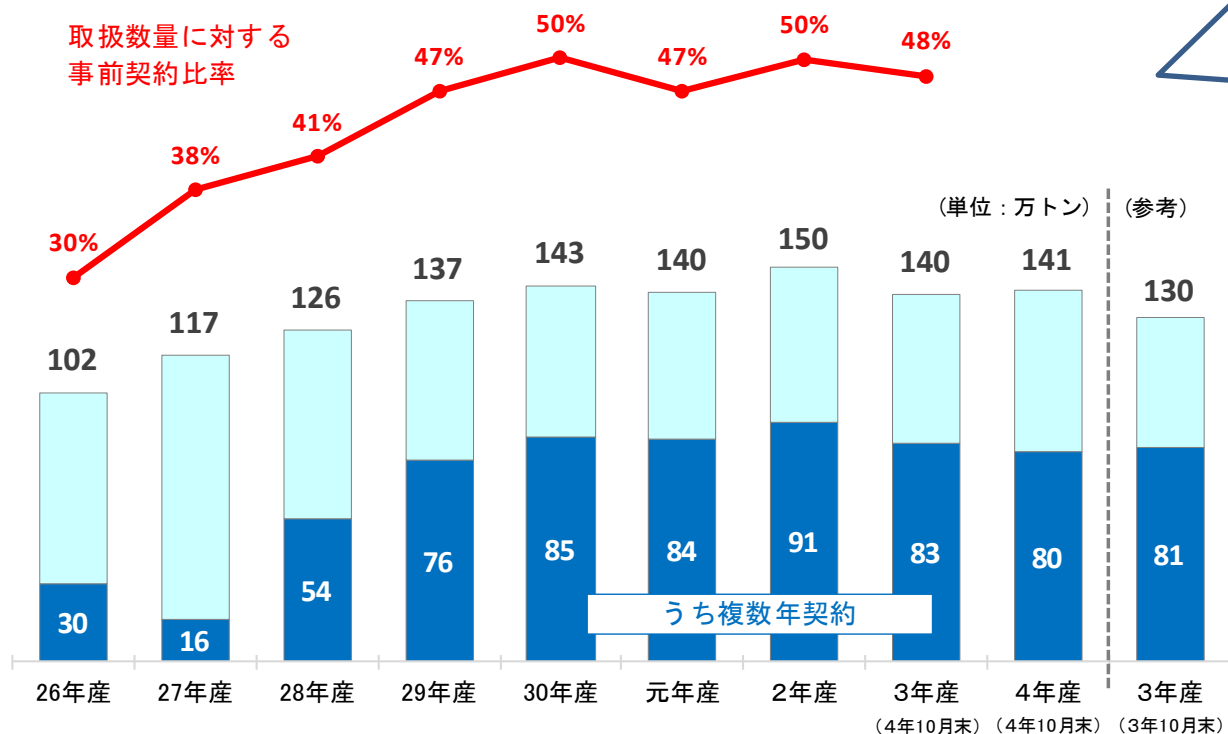
【参考】 主食用米の事前契約の各当事者間の結びつき



事前契約の現状 集出荷業者と卸売事業者等との事前契約の状況

- 集出荷業者と卸売事業者等との間の取引においては、近年、主食用米の事前契約（複数年契約）の取組は年々増加していたが、平成30年産以降は、ほぼ横ばいで推移。
- 令和3年産では集出荷業者の取扱量（集荷量）の約5割を占めており、中でも複数年契約の取組が83万トンと約6割を占める。

【近年の主食用米の事前契約数量の推移】



この事前契約数量は、農水省が一定規模以上の集出荷業者を対象に調査しているもので、「収穫前の段階において確認書等により販売数量が決定している数量」(脚注参照)。

資料：農林水産省「米穀の取引に関する報告」(報告対象業：年間取扱量5,000トン以上の集出荷業者)
 注1：「事前契約数量」は、収穫前の段階において確認書等により販売数量が決定している数量。
 2：「複数年契約」の契約期間は3年間が大宗である。
 3：「単年契約」とは、は種前・収穫前契約による数量。
 4：3年産以前は確定値、4年産は速報値。

事前契約の現状 集出荷業者と卸売事業者等との事前契約の状況

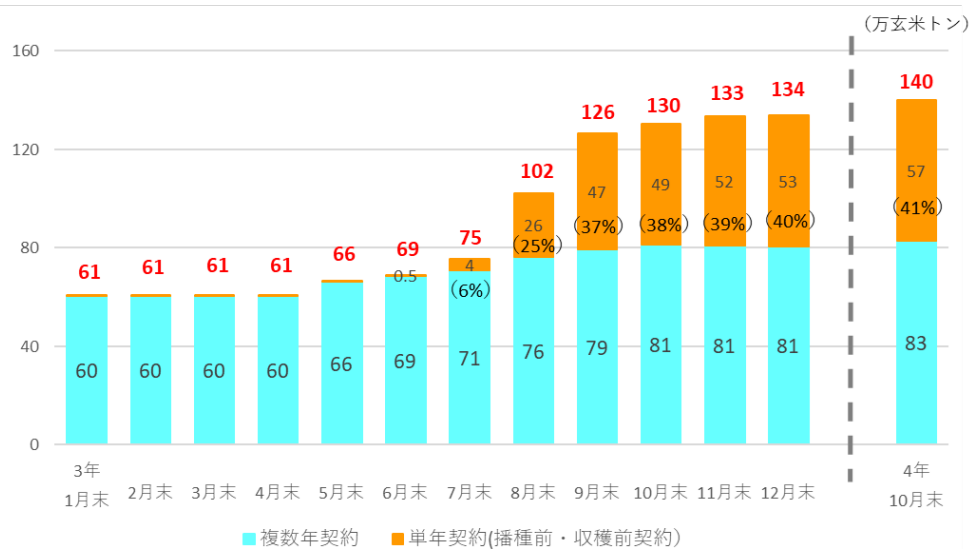
(契約の締結時期)

- 複数年契約を除く単年での事前契約数量については、令和3年産では12月末時点で約53万トンであるが、播種前時点での契約はごくわずか（6月末時点で0.5万トン）。

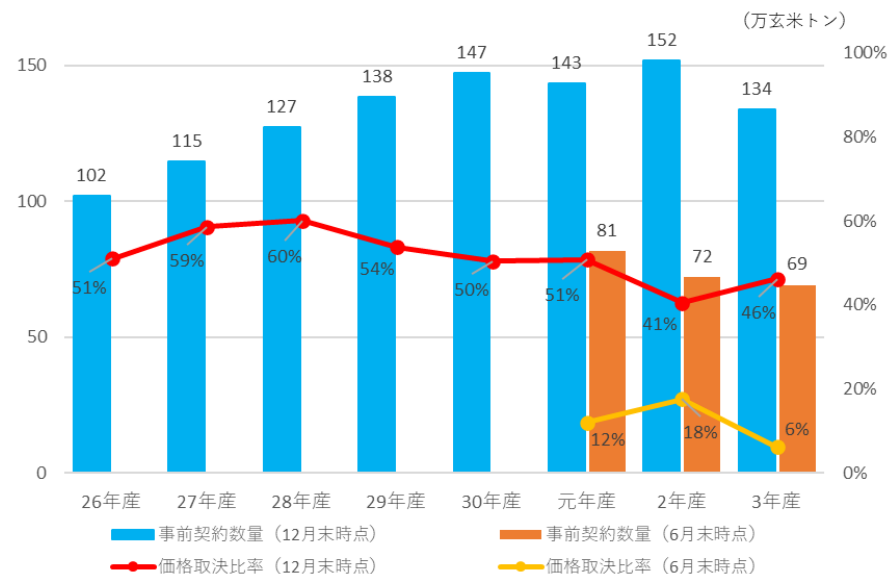
(価格取決めのある事前契約の数量)

- 集出荷業者と卸売事業者等との間の事前契約において価格取決めをしている数量は、令和3年産では12月末時点で契約数量の約5割、6月末時点では1割に満たない状況。

【令和3年産の契約月別 事前契約数量の推移(速報)】



【事前契約数量と価格取決め数量比率の推移】



資料:農林水産省「米穀の取引に関する報告」(報告対象:年間取扱量5,000トン以上の集出荷業者)
 注1:「事前契約数量」は、収穫前の段階において確認書等により販売数量が決定している数量。
 2:「複数年契約」の契約期間は3年間が大宗である。

注:「価格取決め数量」は、価格に一定の幅(基準価格の±10%の範囲内)を設けた取決めも含む。

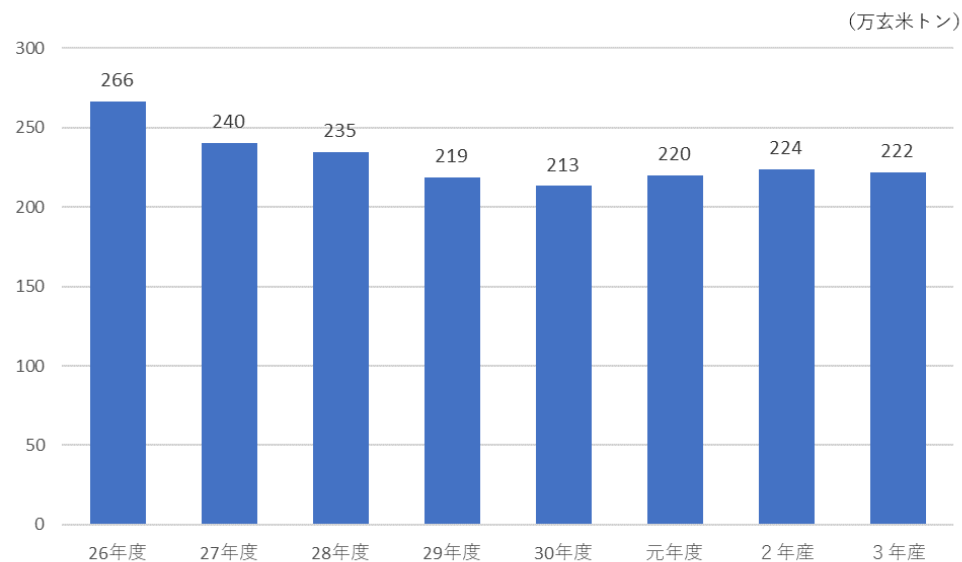
事前契約の現状 集出荷業者と卸売事業者等との事前契約の状況

- 集出荷業者のうち、全農等の事前契約数量は、127万トンと自らの集荷量に占める比率は約6割、全体の事前契約数量に占める比率は9割超。
- 単位農協や全集連等の事前契約数量は、自らの集荷量に占める比率は約1～2割、全体の事前契約数量に占める比率は約1割。

【令和3年産米の業態区分別事前契約数量
(令和4年10月末現在)】

	集荷数量 (万玄米トン) ①	事前契約数量 (万玄米トン)	
		② < 内は業務区分比率 >	事前契約比率 ②/①
合計	296	140 < 100% >	47.3%
全国農業協同組合連合会 経済連及び県単一農協等	222	127 < 90.7% >	57.2%
単位農協	58	11 < 7.5% >	18.2%
全集連・全集連系県集荷組合	12	2 < 1.7% >	19.5%
その他	4	0 < 0% >	0%

【全農等の主食用米集荷数量】



資料：農林水産省「米穀の取引に関する報告」(報告対象：年間取扱量5,000トン以上の集出荷業者)
 注：1：「事前契約数量」は、収穫前の段階において確認書等により販売数量が決定している数量。
 2：「複数年契約」の契約期間は3年間が大宗である。
 3：四捨五入の関係で計と内訳が合わない場合がある。

注：全農・経済連及び県単一農協の集荷数量。

令和3・4年産米の産地別事前契約の取組状況

○ 令和4年産の令和4年10月末現在の事前契約数量は対前年同期差+11.0万トンの141.4万トンとなっている。

【令和3・4年産米の産地別事前契約の取組状況(令和4年10月末現在)(速報)】

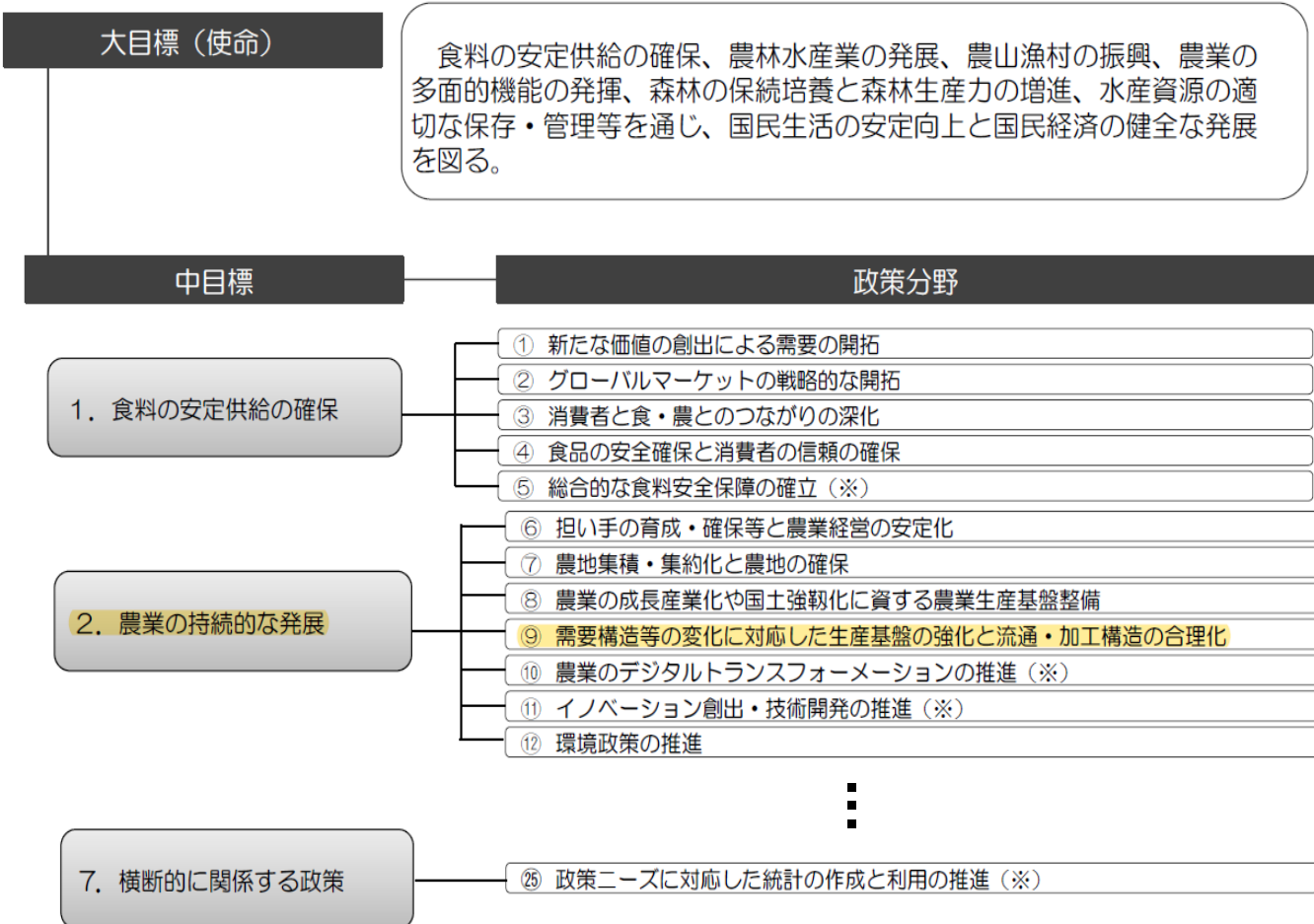
	3年産(4年10月末)		(参考)			3年産(3年10月末)				(参考)			3年産(3年10月末)	
	事前契約数量	うち複数年契約	4年産(4年10月末)			事前契約数量	うち複数年契約	4年産(4年10月末)			事前契約数量	うち複数年契約	3年産(3年10月末)	
			事前契約数量	前年同月差	うち複数年契約			事前契約数量	前年同月差	うち複数年契約			事前契約数量	うち複数年契約
			①	①-②		②		①	①-②		②			
北海道	196.6	178.7	168.8	▲40.3	167.0	209.1	193.2	36.9	1.1	8.4	35.8	16.0		
青森	69.3	30.4	62.8	31.0	28.3	31.8	25.4	9.2	1.4	1.0	7.8	1.0		
岩手	51.0	43.4	70.4	19.4	50.4	51.0	43.4	-	-	-	-	-		
宮城	106.4	102.7	114.2	6.3	93.6	107.9	100.0	13.3	▲0.9	-	14.2	-		
秋田	195.4	142.2	178.4	▲16.8	127.2	195.2	141.4	-	-	-	-	-		
山形	76.9	49.8	85.1	8.4	65.1	76.7	49.7	-	-	-	-	-		
福島	56.0	41.8	54.3	2.5	44.2	51.8	37.8	16.7	10.3	-	6.4	-		
茨城	17.6	-	26.2	8.6	1.0	17.6	-	21.4	▲1.4	-	22.8	0.2		
栃木	66.7	66.7	63.1	0.0	63.1	63.1	63.1	-	-	-	-	-		
群馬	3.7	1.1	5.5	1.8	1.0	3.7	1.1	24.7	▲0.1	-	24.8	-		
埼玉	6.3	0.9	9.5	3.2	0.9	6.3	0.9	18.3	0.0	-	18.3	-		
千葉	3.9	3.9	6.9	3.0	6.9	3.9	3.9	2.2	0.0	-	2.2	-		
東京	-	-	-	-	-	-	-	11.0	▲4.6	6.0	15.6	7.0		
神奈川	-	-	-	-	-	-	-	5.3	5.3	-	-	-		
山梨	-	-	-	-	-	-	-	1.4	▲0.2	-	1.6	-		
長野	33.3	31.4	35.0	5.3	31.0	29.7	27.8	29.6	▲6.1	-	35.7	-		
静岡	1.7	-	1.7	0.0	-	1.7	-	26.2	11.6	-	14.6	-		
新潟	184.9	95.0	189.9	27.7	84.3	162.2	87.4	7.2	▲0.1	-	7.3	-		
富山	17.5	3.7	40.0	22.4	0.6	17.6	0.5	-	-	-	-	-		
石川	15.8	1.7	16.1	4.6	-	11.5	0.2	5.1	1.1	0.9	4.0	-		
福井	8.2	8.2	7.7	▲0.5	7.7	8.2	8.2	-	-	-	-	-		
岐阜	8.6	2.4	12.2	3.6	4.6	8.6	2.4	-	-	-	-	-		
愛知	15.6	2.3	15.6	0.6	2.3	15.0	1.7	-	-	-	-	-		
三重	18.6	-	19.7	▲1.3	-	21.0	-	-	-	-	-	-		
全 国	1,400	830	1,414	110	795	1,304	812							

資料：農林水産省「米穀の取引に関する報告」「米の農産物検査結果」

- 注1：報告対象者は、年間取扱量5,000トン以上の集出荷業者。
- 注2：「事前契約数量」は、収穫前の段階において確認書等により販売数量が決定している数量。
- 注3：「複数年契約」の契約期間は3年間が大宗である。
- 注4：「単年契約」とは、は種前・収穫前契約による数量。
- 注5：全国欄には、産地が特定できない未検査米等を含んでいるため、産地の合計と一致しない。

農林水産省の政策評価体系

- 農林水産省の政策評価体系は食料・農業・農村基本計画(令和2年3月31日閣議決定)等を基に25の政策分野に区分。
- 政策を実現するための主要な施策等については、予め事前分析表により目標(測定指標)を設定し、その達成度合いを測定して評価することとしている。



○ 食料・農業・農村基本計画第3の2

「(6)需要構造等の変化に対応した生産基盤の強化と流通・加工構造の合理化」のための施策である
「③米政策改革の着実な推進と水田における高収益作物等への転換」において、米の事前契約の推進を記載。

食料・農業・農村基本計画:本文(米・水田農業関係抜粋)

【令和2年3月31日閣議決定】

第3 食料、農業及び農村に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策

2. 農業の持続的な発展に関する施策

(6) 需要構造等の変化に対応した生産基盤の強化と流通・加工構造の合理化

③ 米政策改革の着実な推進と水田における高収益作物等への転換

ア 消費者・実需者の需要に応じた多様な米の安定供給

国内の米の消費の減少が今後とも見込まれる中、水田活用の直接支払交付金による支援等も活用し水田のフル活用を図るとともに、米政策改革を定着させ、国からの情報提供等も踏まえつつ、生産者や集荷業者・団体が行う需要に応じた生産・販売を着実に推進する。

米の生産については、農地の集積・集約化による分散錯圃の解消や作付の連担化・団地化、多収品種の導入やスマート農業技術等による省力栽培技術の普及、資材費の低減等による生産コストの低減等を推進し、生産性向上を図る。

また、主食用米については、事前契約・複数年契約などによる安定取引が主流となるよう、その比率を高めながら質を向上させるとともに、中食・外食事業者の仕入状況に関する動向等の情報提供を行うことにより、実需と結びついた生産・販売を一層推進する。

加えて、米飯学校給食の推進・定着や米の機能性など「米と健康」に着目した情報発信、企業と連携した消費拡大運動の継続的展開などを通じて、米消費が多く見込まれる消費者層やインバウンドを含む新たな需要の取り込みを進めることで、米の1人当たり消費量の減少傾向に歯止めをかける。また、拡大する中食・外食等の需要に対応した生産を推進する。

さらに、国内の主食用米の需要が減少する中、「コメ海外市場拡大戦略プロジェクト」を通じ、日本産コメ・コメ加工品の新たな海外需要の拡大を図るため、産地や輸出事業者と連携して戦略的なプロモーション等を行うとともに、高まる海外ニーズや規制の情報、輸出事例等について産地やメーカー、加工・流通サイドへの情報提供を行い、海外市場の求める品質や数量等に対応できる産地の育成等を推進する。

イ 麦・大豆

(略)

ウ 高収益作物への転換

(略)

エ 米粉用米・飼料用米

(略)

オ 米・麦・大豆等の流通

(略)

政策評価の測定指標について

<事前分析表 記載事項>

施策(3)		米政策改革の着実な推進と水田における高収益作物等への転換										
施策の目指すべき姿 【目標設定の考え方根拠】		米政策改革の着実な推進と水田における高収益作物等への転換に向けて、消費者・実需者の需要に応じた多様な米の安定供給、麦・大豆の需要に応じた生産、野菜等(高収益作物)への転換、米粉用米・飼料用米の需要に応じた生産、米・麦・大豆等の流通の合理化を推進する。										
測定指標	① 基準値		② 目標値		③ 年度ごとの目標値 年度ごとの実績値					④ 指標- 計算分類	測定指標の選定理由 (及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠)	
	基準年度	基準年度	目標年度	目標年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度			
米の事前契約比率 イ(令和4年度中に設定)	P	P	P	P	P	P	P	P	P	P	【測定指標の選定理由】 基本計画第3の2(6)③の「〇〇」に該当するアウトカム指標として設定。 【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 ※ 令和4年度までの検討結果を踏まえ、令和4年度中に新たな指標を設定。	
	⑤ 把握の方法		出典： 〇〇調べ 作成時期： 調査年度の〇月頃 算出方法： 〇〇を集計、〇〇から算出									
	⑥ 達成度合いの判定方法		達成度合(%) = 〇〇 A' ランク：150%超、Aランク：90%以上150%以下、Bランク：50%以上90%未満、Cランク：50%未満									

- ① 基準値及び基準年度 : 指標ごとに適当な値・年度を設定
- ② 目標値及び目標達成年度 : 指標ごとに適当な値・年度を設定
- ③ 年度ごとの目標値 : 年度ごとの目標値を設定
- ④ 指標 - 計算分類 : フロー指標／ストック指標／その他、増加型／減少型／維持型
- ⑤ 把握の方法 : 出典、作成時期、算出方法を記載
- ⑥ 達成度合いの判定方法 : 達成度合いの計算方法(差分比較法／直接比較法／その他)